



取締役の人的特性が税負担削減行動に及ぼす影響

岩崎, 瑛美

(Citation)

神戸大学経営学研究科 Discussion paper, 2021・23

(Issue Date)

2021-07

(Resource Type)

technical report

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81013359>



Graduate School of
Business Administration

KOBE
UNIVERSITY



ROKKO KOBE JAPAN

2021-23

取締役の人的特性が税負担削減行動に及ぼす影響

岩崎 瑛美

Discussion Paper Series

取締役の人的特性が税負担削減行動に及ぼす影響

The influence of the characteristics of directors on tax avoidance

岩崎瑛美（松山大学）

〈要約〉

本研究の目的は、取締役会における公認会計士、税理士、弁護士、国税庁勤務経験者それぞれが、また女性取締役が企業の税負担削減行動にどのような影響を及ぼすのかを検証することである。

わが国においては、2015年6月より「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」が施行され、2016年7月には、国税庁により「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組の事務実施要領の制定について」が公表された。これにより、現在、取締役会においては、適正申告の確保に積極的に関与し、取締役としての能力、性別や国籍の多様性を備えるとともに、トップマネジメントに対しても税金に関するガバナンスの整備が求められている。そこで、コーポレートガバナンス・コードで求められている人材を取締役会において確保した場合に、企業の税負担削減行動にどのような影響を与えるのかを検証するために、本研究では、取締役の人的特性に焦点を当て、実証的に分析する。

検証の結果、取締役会における弁護士資格保有者が節税能力を発揮せず、企業の税負担を軽減させていないことが示唆された。また、取締役に女性が選任されている企業では、税負担削減行動が抑制されていることが示されている。女性取締役が選任されている企業にサンプルを限定した場合には、税理士資格保有者が企業の税負担削減行動を抑制することが示唆されており、この結果は、有効にガバナンスが働いていれば、税金の知識を有する税理士資格保有者は適度な税負担削減行動を実施することが想定されるため、女性取締役の保守的な姿勢が税理士資格保有者の意図的な税務行動に影響した可能性が考えられる。

本研究の結果は、企業のトップマネジメントが中長期的な企業価値を向上させるために、どのような人材を取締役として選任すれば良いのかについて、意思決定をする際の有用な判断材料となることが期待される。

〈キーワード〉

税負担削減行動、取締役、人的特性、女性、コーポレートガバナンス

1 はじめに

わが国においては、2015年6月より「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」が施行され、その後、2018年6月より「改訂コーポレートガバナンス・コード～社会の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために～」が施行された。取締役会においては、「その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力をバランス良く備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである」(コーポレートガバナンス・コード原則4-11)とされている。

2016年7月には、国税庁により「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組の事務実施要領の制定について」が公表された(国税庁 2016)。このことから、税務についても、トップマネジメントが自ら適正申告の確保に積極的に関与し、必要な内部統制を整備することが求められている。したがって、現在、取締役会においては、適正申告の確保に積極的に関与し、取締役としての能力、性別や国籍の多様性を備えるとともに、トップマネジメントに対しても税金に関するガバナンスの整備が求められていることが分かる。そこで、コーポレートガバナンス・コードで求められている人材を、取締役会において確保した場合に、企業の税負担削減行動にどのような影響を与えるのかを検証するために、本研究では、取締役の人的特性に焦点を当てる。

取締役の人的特性の1つに経験が挙げられるが、先行研究では、取締役の経験によって異なる意思決定が下されることが示唆されていることから、本研究では、公認会計士、税理士又は弁護士資格保有者、国税専門官、国税庁長官等の経験者それぞれが、税負担削減行動¹に及ぼす影響を検証する。そのほかに、コーポレートガバナンス・コードでは、取締役会におけるジェンダーや国際性の面を含む多様性が求められているけれども、外国人取締役を選任している企業が少数であることから、本研究では、女性取締役が企業の税負担削減行動にどのような影響を及ぼしているのかを検証する。

岩崎(2018)では、コーポレートガバナンス・コード公表前の取締役会及び監査役会の財務・税務専門性と税負担削減行動の関係を検証しているけれども、本研究では、コーポレートガバナンス・コード公表後の取締役の人的特性を経験とジェンダーの観点から検証する。

本研究の第2節では、コーポレートガバナンスと税負担削減行動に関する研究の中でも、取締役会の人的特性についての先行研究と仮説を説明する。第3節では、リサーチデザインを示す。第4節では分析結果、第5節で追加分析の結果を示す。最後に、第6節で結論とする。

¹ 税負担削減行動は、合法、違法、あるいはどちらかはつきりしない領域を含む、あらゆる方法を用いて課税所得の減少や税金支払額の削減を行うことを意味する(詳細は2.2を参照)。

2 背景と仮説

2.1 コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスは、経営者と株主間のインセンティブの調整²及び役員構成を内部コーポレートガバナンス、所有権構造³、資本市場の圧力⁴、監査⁵、政府の関係⁶、従業員、顧客、一般市民等のその他の利害関係者からの圧力⁷を外部コーポレートガバナンスに分類できる(Kovermann and Velte 2019)。

なかでも、次の2つの点で内部コーポレートガバナンスのうち、役員構成は重要であると考えられる。まず、1つ目は、これまでの税負担削減行動に関する先行研究において、企業特性との関係が検証されてきたが、実際に、税務計画意思決定を行うのは取締役だからである。2つ目は、「コーポレートガバナンス・コード」が公表され、取締役会において、専門的知識を有する人材、性別、国籍の違いによる多様性が求められているからである。これらの理由から、コーポレートガバナンスはいくつかに分類できるけれども本研究では取締役の特性に焦点を当て検証する。

2.2 先行研究

本節では、コーポレートガバナンスと税負担削減行動に関する研究の中でも、取締役の特性について検証した研究を、社外取締役、取締役会の人的特性について検討する。

税務計画は、複雑で不透明であり、経営者の機会主義的行動が許容されるかもしれない(Minnick and Noga 2010)。また、税務計画は、企業に対して直ちにベネフィットをもたらすのではなく、長期的な企業価値向上に資するため、税マネジメント⁸においてガバナンスが果たす役割を理解することが重要となる(Minnick and Noga 2010)。

そこで、Minnick and Noga (2010)では、ガバナンスマカニズムの質の向上が、税金を軽減する結果をもたらすという仮説を設定している。Minnick and Noga (2010)は、内生性をコントロールするために一般化モーメント法(GMM)により検証した結果、社外取締役(取締役会における社外取締役の割合)が税負担削減行動に対して統計的に有意な影響を及ぼす結果が得られなかった。しかし、取締役が国内会計実効税率を軽減する傾向にあるのに対して、社外取締役は外国会計実効税率を軽減する傾向にあることが明らかになった。したがって、Minnick

² CEO、CFO、税務取締役(tax director)がインセンティブ報酬を採用している企業は、税負担が軽減されるという結果を示唆した研究。

³ 経営者の株式所有割合、デュアルクラス所有権構造、機関投資家による所有割合に関する研究。

⁴ 株価指数への追加、外国人投資家による所有、アナリスト予測に関する研究。

⁵ 監査人規模、業界の専門知識(McGuire et al. 2012)、税務サービスを提供する監査人に関する研究。

⁶ 米国内国歳入庁と本社所在地の関係、税金に関する政治的ロビー活動、政治関連企業に関する研究。

⁷ 労働組合、税務部長の権限、B2B企業、宗教、地域社会のネットワークに関する研究。

⁸ Minnick and Noga (2010)では、税務計画が、税引後の企業価値を最大化すること目的とするのに対して、税マネジメントは、企業にとって重要な業績尺度を向上させること目的とするとしている。

and Noga (2010)は、社外取締役が国内よりも外国における税負担の軽減を重視していることを指摘している。

コーポレートガバナンスと税負担削減行動の関係を最初に検証した Desai and Dharmapala (2006)では、経営者と株主の関係に焦点を当てたエージェンシー理論に基づいていた。しかし、Lanis and Richardson (2011)は、エージェンシー理論では、コーポレートガバナンスと税負担削減行動の関係を完全に説明することができないと主張している。そこで、Lanis and Richardson (2011)は、企業と利害関係者の関係に焦点を当てた、企業の社会的責任理論に基づき検証した。社会的責任理論では、企業は社会的責任(以下、CRS)を獲得し、社会の正統性を得るために、税負担削減行動に積極的にならないことが予想される(Lanis and Richardson 2011)。

また、企業の最も重要な意思決定やモニタリングを行うコーポレートガバナンスの機能は、取締役会が担うが(Fama and Jensen 1983)、Lanis and Richardson (2011)は、社会に影響を及ぼすような意思決定において、社外取締役がトップマネジメントをモニタリングしており、企業内部の取締役よりも社会のニーズにより敏感であることから、取締役会における社外取締役の重要性を強調している。そこで、取締役会における社外取締役の割合が高い企業では、税負担削減行動の水準が低いという仮説を検証した。

Lanis and Richardson (2011)は、2001年から2006年までのオーストラリア上場企業の税負担削減行動の申し立てに関するケースを、オーストラリア証券取引所(以下、ASX)及びATOのウェブサイトで検索している。「tax aggressiveness」、「tax avoidance」、「tax evasion」、「tax shelter」、「amended tax assessment」という単語を検索することにより積極的な税負担削減行動を実施している企業のサンプルを抽出し、それと同様の期間、産業分類、企業規模という条件で、税負担削減行動に積極的でない企業のサンプルを抽出した。

ロジット回帰分析による検証結果は、社外取締役の割合が高い企業では、税負担削減行動を実施する可能性が軽減することを見つけている。この結果は、社外取締役が、企業のガバナンスとして機能することにより、税負担削減行動を抑制することを意味している。

Lanis and Richardson (2018)では、社外取締役とCSR実施の相互作用が、税負担削減行動と有意な関係にあるという仮説を設定している。被説明変数は、Wilson (2009)で用いられた積極的な税負担削減行動を表すタックスシェルター、Desai and Dharmapala (2006)で用いられた会計利益・課税所得異常差異及び現金実効税率により、それぞれを検証している。説明変数は、取締役会における社外取締役の割合と Kinder, Lydenberg, and Domini(KLD)インデックス⁹のCSR実施率の交差項である。ランダム効果モデル(REM)による検証結果は、社外取締役の存在が、CSRと税負担削減行動の負の関係を拡大させることを指摘しており、取締役会における

⁹ コミュニティ関係、コーポレートガバナンス、多様性、従業員、環境、人権及び製品の7つのカテゴリーの約80の指標について、その強さと関係を数値で表している(Lanis and Richardson 2018)。

る社外取締役の重要性を示唆している。

社外取締役と税負担削減行動の関係を検証した先行研究では、社外取締役が企業の税負担削減行動を抑制する要因となっており、ガバナンスとして機能しているけれども、Minnick and Noga (2010)では統計的に有意でなく、一定の結果が得られていない。その理由の1つとして、取締役の学歴や経験などの人的特性が影響していることが考えられる。経営者が企業の税負担を軽減するためにインセンティブ報酬を導入したとしても、経営者固有の特性によってその有効性が低下し、株主にとっての利益にならない税負担削減行動を招く可能性がある(Kovermann and Velte 2019)。そこで、社外取締役に限らず、取締役会の人的特性に焦点を当て検証する。

取締役会の人的特性に関する最初の研究として、Dyreng et al. (2010)は1992年から2006年までの米国企業を対象に、一部の企業が税負担削減行動を実施する要因を特定するために、最高経営責任者、最高財務責任者、会長、副会長(以下、CEO等)が企業の税負担削減行動に影響を及ぼすかどうかを検証した。

すべてのCEO等を複数企業にわたって追跡した結果、少なくとも2つの異なる企業で3年間CEO等であったのは908人であり、最終サンプルは1,138社、12,958企業・年であった。検証の結果、会計実効税率と現金実効税率それぞれは、少なくとも2つの異なる企業で少なくとも3年間雇用されていたCEO等を有する企業との間に正の関係があることが明らかになった、したがって、経験豊かなCEO等を抱えている企業は、税負担削減行動を実施する傾向が高いことが示唆された。

Dyreng et al. (2010)は、CEO等のデータを4つに分類し検証した結果、実効税率を増やしたCEO等を雇う企業は、その3年後に約15%実効税率が増加、実効税率を減らしたCEO等を雇う企業は、その3年後に約15%実効税率が減少、実効税率を変動させないCEO等を雇う企業は、絶対値で5%実効税率が変動していた。その後、実効税率を変動させるCEO等がその企業を去ると、会計実効税率及び現金実効税率は、そのCEO等を雇う前の水準に戻っていた。

さらに、Dyreng et al. (2010)は、会計もしくは法律の教育を受けているCEO等がより税負担削減行動を実施する可能性があるため、MBA、法学及び会計学の博士号を有しているかどうかを人的特性的尺度として検証した。その結果、CEO等の学歴と会計実効税率及び現金実効税率それぞれの間には、統計的に有意な関係がなく、企業の税負担を軽減する要因としては、CEO等の学歴というよりも経営者の姿勢に起因している結果が示唆された。したがって、Dyreng et al. (2010)では、企業の税負担削減行動がCEO等の交代によって変化することを明らかにしたけれども、CEO等の学歴、性別または年齢のような人的特性が税負担削減行動に影響を及ぼすという結果は得られていない。

Armstrong et al. (2015)は、取締役会において財務の専門的知識を有する取締役が企業のガバナンスとして機能するとして、コーポレートガバナンス、株式インセンティブ報酬及び税負担削減行動の関係を検証した。分位点回帰分析を行った結果、取締役会の財務専門性(取締役会における財務専門家の人数)と独立性(社外取締役の割合)が、税負担削減行動の分布の左(右)側の裾において税負担削減行動の尺度と正(負)の関係があることを見つけている。これは、より専門的知識を持ち、独立性の高い取締役会が極端な税負担削減行動を抑制し、一方で、取締役会の規模が小さく、取締役会のモニタリングが欠如している場合には、過剰な税負担削減行動を行うことを示唆している。したがって、専門的知識を持つ取締役が企業の税負担削減行動の意思決定に影響を及ぼすけれども、それは、極端な水準に対してのみ影響する可能性を示唆している。

Graham et al. (2014)では、インタビュー調査により、企業の税務取締役(tax executives)に対する税務計画のインセンティブとディスインセンティブを調査しており、経営者の 69%は企業の評判が重要であり、それが税務計画戦略を行わない理由の 1 つとして挙げられたことを指摘している。この結果から、Abernathy et al. (2016)は、税負担削減行動が企業の評判を毀損する危険性があるけれども、法律顧問(以下、General Counsel: GC)¹⁰が税務部門への助言を行うことから、トップマネジメントへの GC の昇進は、企業の税負担削減行動と関係があるという仮説を設定した¹¹。

傾向スコアマッチングによる差分の差分析の結果として、GC がトップマネジメントに昇進した際¹²、タックスシェルターを利用する可能性だけでなく、会計利益・課税所得差異の水準が高まることを見つけている。これは、GC のトップマネジメント昇格後に税負担削減行動の実施が増加しており、企業が弁護士の知見を得たことで、企業の税負担が軽減したことを示唆している。

Law and Mills (2017)では、人的特性のうち、CEO の軍事経験についての経歴情報を手集計し、企業の税務戦略に対する CEO の影響を調査している。軍事経験のある CEO は、規則に従うように、政府の権威と忠誠に関して価値観を共有していることから、そのような CEO は税負担削減行動に積極的でなく、倫理的でないと考える可能性がある(Law and Mills 2017)。

OLS による検証結果は、軍事経験のある CEO が、軍事経験のない CEO よりも高い実効税率となり、税負担削減行動を抑制することが示唆されている。未認識税ベネフィットを税負

¹⁰ 企業の GC は、経営者への事業に関する助言、企業への法的な助言、法的な手続きが必要となった場合に弁護を行う(Abernathy et al. 2016)。

¹¹ 経営や法律のアドバイザーとして、企業における GC の影響がより顕著になる識別イベントであることから、トップマネジメントへの GC の昇進を利用した。

¹² GC が企業の上位 5 名の役員の 1 人である場合に、トップマネジメントのメンバーであると定義した(Abernathy et al. 2016)。

担削減行動の尺度とした場合にも、統計的に有意な結果となっており、軍事経験のある CEO が、税務当局の調査によって追徴課税を支払うことになる可能性の高い税負担削減行動を実施する意欲が低いことが示唆された。

Dyreng et al. (2010)の研究を拡張し、Francis et al. (2014)は、企業の税負担削減行動について、CFO の性別の違いによる影響を調査している。リスクへの態度や行動への性別の違いによる影響は、心理学や経済学で研究されており、女性が男性よりもリスク回避的であることを示唆する結果が得られているけれども、専門家のリスクへの対応の違いに性別が影響するかどうかは、一貫した結果が得られていない(Francis et al. 2014)。

ジェンダーの問題に関する実証研究は、単に性別が要因になっているのではなく、状況や知識格差などの要因に起因するとして批判されることがあるため、Francis et al. (2014)では企業の CFO が男性から女性へ移行している企業に着目し、移行前後における企業の税負担削減行動の程度を比較している。

ロジット及び OLS の検証結果は、Wilson (2009)で用いられたタックスシェルター、未認識税ベネフィット及び Frank et al. (2009)で定義された会計利益・課税所得裁量的差異等のどの税負担削減行動に関する変数を用いても、女性 CFO が男性 CFO に比べ、税負担削減行動を実施しない傾向にあることが示唆されている。この結果は、傾向スコアマッチング、差分の差分析、女性 CFO から男性 CFO への移行サンプルの追加検証によっても仮説が支持されており、CFO の性別が企業の税負担削減行動に影響する要因となっていることがわかる。

Richardson et al. (2016)は、企業の税負担削減行動に関して、取締役会における女性の影響を調査した。女性取締役は、リスクを嫌い(Betz et al. 1989)、自立的思考を示し(Carter et al. 2003)、企業の利害関係者に対して取締役会の透明性や信頼性を高めることに貢献する(McLeod-Hemingway 2007)。したがって、より有効なモニタリングを行う女性取締役は、社外取締役と同様に、税負担削減行動を抑制する可能性が高い(Richardson et al. 2016)。そこで、取締役会に女性取締役が 1 人存在する場合に比べて、取締役会に複数人(1 人超)の女性取締役が存在する場合と税負担削減行動¹³の間に負の関係があるという仮説を設定している。

プロビット回帰分析の結果、取締役会における女性の存在と税負担削減行動の間に負の関係があることが明らかになっており、複数人の女性が取締役会に存在する場合は、企業の税負担削減行動が減少することを見つけている。この結果は、2 段階推定法を用いることにより、自己選択バイアスをコントロールした場合や実効税率及び会計利益・課税所得差異等の税負担削減行動の代替尺度によって検証した場合にも、仮説が支持されており、女性取締役

¹³ 企業が税負担削減行動に関係したとして ATO による税務争訟に関係しているならば 1、それ以外は 0 とするダミー変数である。オーストラリア会計基準では、企業が国税庁と税務争訟をしている場合、その情報は財務諸表上で開示される(Richardson et al. 2016)。

が税負担削減行動に影響を及ぼすことが示唆されている。

岩崎(2018)は、Armstrong et al. (2015)を参考に、財務・税務専門家、インセンティブ報酬及び税負担削減行動の関係を検証した。分位点回帰分析の結果、財務・税務専門家及び社外取締役は、税負担を軽減することによる企業価値の向上という観点からはガバナンスとして機能していないことが示唆された。

2.3 仮説の導出

専門的知識を持つ取締役は企業の税務意思決定に影響を及ぼすけれども、それは、税務当局から目をつけられるような極端な税負担削減行動を抑制し、一方で、モニタリングが欠如している場合には、過剰な税負担削減行動を行うことが示唆されている(Armstrong et al. 2015)。しかし、日本企業を分析対象とした場合、専門的知識を持つ取締役は、企業の税負担削減行動を抑制する結果が示されている(岩崎 2018)。Abernathy et al. (2016)では、企業の取締役の1人である法律顧問が、弁護士として企業にアドバイスすることで、税負担が軽減することが示唆されているけれども、岩崎 (2018)では、専門的知識を持つ取締役に弁護士が含まれていない。そこで、次の仮説を立てる。

仮説 1：公認会計士、税理士、又は弁護士資格者を取締役会に有する企業では、税負担削減行動が促進される。

軍事経験のある CEO は、規則に従うように政府の権威と忠誠に関して価値観を共有していることから、そのような CEO は税負担の削減に積極的ではない(Law and Mills 2017)。したがって、軍事経験のある CEO は、税金を避けるために、より積極的な税負担削減行動を行うことが倫理的でないと考える可能性がある(Law and Mills 2017)。そこで、本研究では、国税庁及び国税局での職務経験のある取締役も、国に対する忠誠心を有していると考え、次の仮説を立てる。

仮説 2：国税庁及び国税局での勤務経験を持つ取締役を有する企業では、税負担削減行動が抑制される。

女性取締役は、リスクを嫌い(Betz et al. 1989)、自立的思考を示し(Carter et al. 2003)、企業の利害関係者に対して取締役会の透明性や信頼性を高めることで(McLeod-Hemingway 2007)、より情報に基づいた意思決定を行う傾向にある。より有効なモニタリングを行う女性取締役は、社外取締役と同様に、税負担削減行動を抑制する可能性が高く、女性取締役と税負担削

減行動の関係を検証した研究でも、女性取締役がガバナンスとして有効に機能していることが示唆されている(Francis et al. 2014; Richardson et al. 2016)。そこで、次の仮説を立てる。

仮説 3：女性取締役を有する企業では、税負担削減行動が抑制される。

3 リサーチデザイン

3.1 税負担削減行動の測定尺度

本研究では、取締役の人的特性が税負担削減行動に及ぼす影響を明らかにするために、会計実効税率と当期実効税率を用いる。

当期実効税率(Current ETR)は、法人税、住民税及び事業税を税金等調整前当期純利益で除することによって算定する¹⁴。会計実効税率に対して、当期実効税率は、課税の繰延べ部分を含まないことから、当該年度に企業が支払うべき税負担割合が算定される。次に、会計実効税率(GAAP ETR)は、法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を合計し、税金等調整前当期純利益で除することによって算定する¹⁵。会計実効税率には、分子に法人税等調整額が含まれており、見積もりの変動による影響を受けるが、税効果会計を適用することで算定結果に、経営者の節税能力が反映される。なお、これらの変数の短期間ににおける課税の繰延べによる影響を取り除くために、本項では、3年平均当期実効税率¹⁶及び3年平均会計実効税率¹⁷によって算定する。

会計実効税率及び当期実効税率は、これらの値が小さいほど、取締役が企業の税負担を軽減したことを表す。

3.2 分析モデル

本研究では、Law and Mills (2017)のモデルを参考に、次の(1)式を OLS によって検証する。

(1)式における、 i は企業、 t は決算年を表す。

$$\begin{aligned} ETR_{i,t} = & \beta_0 + \beta_1 Expert_{i,t-1} + \beta_2 NTA_{i,t-1} + \beta_3 Female_{i,t-1} + \beta_4 PctIndep_{i,t-1} + \beta_5 SO_t + \beta_6 SIZE_{i,t-1} + \beta_7 PPE_{i,t} \\ & + \beta_8 EQUING_{i,t} + \beta_9 INTAN_{i,t} + \beta_{10} R\&D_{i,t} + \beta_{11} ROA_{i,t} + \beta_{12} LEV_{i,t} + \beta_{13} FI_{i,t} + \beta_{14} FRGN_{i,t} \\ & + \beta_{15} NOL_{i,t-1} + \beta_{16} \Delta NOL_{i,t} + Year + Industry + \varepsilon \end{aligned} \quad (1)$$

¹⁴ 役員の人的特性と税負担削減行動の関係を検証した研究で当期実効税率を利用していたのは、Dyreng et al. 2010、Lanis and Richardson 2018、Law and Mills 2017、Minnick and Noga 2010 などが挙げられる。

¹⁵ 役員の人的特性と税負担削減行動の関係を検証した研究で会計実効税率を利用していたのは、Armstrong et al. 2015、Dyreng et al. 2010、Minnick and Noga 2010、Law and Mills 2017 などが挙げられる。

¹⁶ 3年平均法人税、住民税及び事業税を3年平均税金等調整前当期純利益で除し算定する。

¹⁷ 3年平均法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を合計した額を3年平均税金等調整前当期純利益で除し算定する。

被説明変数は、3.1で述べたとおり、3年平均会計実効税率及び3年平均当期実効税率である。なお、3年平均会計実効税率及び3年平均当期実効税率は、0から1の範囲に収まるよう調整している。

表1 変数の定義

変数	定義	符号
<i>Expert</i>		
<i>DAccountant</i>	取締役会における公認会計士資格保有者数/取締役総数	-
<i>DTaxAccountant</i>	取締役会における税理士資格保有者数/取締役総数	-
<i>DLawyer</i>	取締役会における弁護士資格保有者数/取締役総数	-
<i>NTA</i>	取締役会において国税庁又は国税局勤務経験のある税理士資格保有者数/取締役総数	+
<i>Female</i>		
<i>PctIndep</i>	取締役会における女性の人数/取締役総数	+
<i>SO</i>	ストックオプションを導入していれば1、それ以外は0	-
<i>SIZE</i>	前期末総資産の自然対数	-
<i>PPE</i>	有形固定資産/前期末総資産	-
<i>EQUING</i>	持分法による投資損益/前期末総資産	-
<i>INTANT</i>	無形固定資産/前期末総資産	-
<i>R&D</i>	研究開発費/前期末総資産	-
<i>ROA</i>	税金等調整前当期純利益/前期末総資産	+
<i>LEV</i>	長期固定負債/前期末総資産	-
<i>FI</i>	外国売上高/前期末総資産	-
<i>FRGN</i>	期末外国法人等の保有比率(有価証券報告書記載ベース)	-
<i>NOL</i>	前期末に繰越欠損金を報告していれば1、それ以外は0	-
<i>ΔNOL</i>	繰越欠損金の変化額/前期末総資産	-

表1は変数の定義を示したものである。説明変数は、*Expert*、*NTA*、*Female*である。*Expert*は、取締役の専門性を示す変数である。具体的には、取締役会における公認会計士資格保有者数を取締役総数で除した比率(*DAccountant*)、取締役会における税理士資格保有者数を取締役総数で除した比率(*DTaxAccountant*)、取締役会における弁護士資格保有者数を取締役総数で除した比率(*DLawyer*)をそれぞれ設定した。*NTA*は、取締役会における国税庁又は国税局勤務経験のある税理士資格保有者数を取締役総数で除した比率である。*Female*は、取締役会における女性の人数を取締役総数で除した比率である。なお、取締役会における人的情報は、有価証券報告書の「役員の状況」から入手した。「役員の状況」には、決算期後の定時株主総会で選任された取締役を含むため、分析対象年度に関与していなかった役員が含まれることを防ぐために、分析期間の前期末の取締役会の情報を用いた。

それ以外はコントロール変数である。企業の税負担削減行動はガバナンスによる影響を受けることから、社外取締役比率(*PctIndep*)及び外国法人等の保有比率(*FRGN*)を設定する。経営者へのインセンティブによる影響を受けることから、ストックオプションを導入していれば 1、それ以外を 0 とするダミー変数(*SO*)を設定する。会計と税務の制度上の違いによる影響をコントロールするために、有形固定資産比率(*PPE*)、持分法による投資損益率(*EQUING*)、無形固定資産比率(*INTANT*)、研究開発費比率(*R&D*)を設定する。企業規模、事業活動及び収益性の違いによる影響をコントロールするために、前期末総資産の自然対数(*SIZE*)、税金等調整前当期純利益率(*ROA*)、レバレッジ(*LEV*)、外国売上高比率(*FI*)、前期末に繰越欠損金を報告していれば 1、それ以外を 0 とするダミー変数(*NOL*)、前年度からの繰越欠損金の変化分(ΔNOL)を設定する。

3.3 サンプルと記述統計量

表 2 は、サンプルセレクションを示したものである。分析に必要なデータは『日経 NEEDS-FinancialQuest』、『日経 NEEDS-Cges』及び『eol』から入手した。サンプルは、3 月期決算の企業に限定せず、2016 年 3 月期決算から 2018 年 2 月期決算までの全上場企業を抽出した。その結果は、6,343 企業・年であった。そこから、銀行、証券及び保険の業種に属している企業を除くと 6,322 企業・年であった。次に、決算月数が 12 ヶ月であるサンプルを抽出するために、分析対象期間中に決算期の変更のあった企業を除くと、6,300 企業・年であった。さらに、税金等調整前当期純利益が 0 以下の企業を除くと 5,717 企業・年、分析に必要なデータが得られない企業を除くと 5,090 企業・年であった。最後に、委員会等設置会社を除き、5,035 企業・年となった。

表 2 サンプルセレクション

本サンプルは、2016 年 3 月期から 2018 年 2 月期までを対象としている。全データは、『日経 NEEDS-Financial Quest 2.0』、『日経 NEEDS-Cges』及び『eol』から入手した。

	企業・年
2016 年 3 月期から 2018 年 2 月期決算の全上場企業	6,434
銀行、証券、及び保険の業種に属する	(112)
決算月数が 12 ヶ月でない	(22)
税金等調整前当期純利益が 0 以下である	(583)
計算に必要なデータが収集不能	(627)
委員会等設置会社である	(55)
	5,035

表 3 は、(1)式で用いる変数の記述統計量を示している。なお、各変数の値は、上下 1%

外れ値を置換する処理を行っている。*Current ETR3* 及び *GAAP ETR3* の平均値(中央値)は 34.2%(33.9%)及び 34.8%(35.1%)である。法定実効税率は、2014 年開始事業年度では 35.42% (2014 年 10 月 1 日以降開始する事業年度については 35.43%)、2015 年開始事業年度では 32.87%、2016 年及び 2017 年開始事業年度では 30.74%、2018 年開始事業年度では 30.50%であることから、*Current ETR3* 及び *GAAP ETR3* の平均値(中央値)は、分析期間中の法定実効税率と同程度である。*DAccountant* の平均値は 2.6%、*DTaxAccountant* の平均値は 0.4%、*Dlawyer* の平均値は 3.5%、*NTA* の平均値は 0.3%であることから、取締役会における会計士及び弁護士資格保有者の割合が、税理士資格保有者及び国税専門官経験者の割合よりも多いことがわかる。*Female* の平均値は 2.8%であり、取締役会における女性の割合は、会計士資格保有者(*DAccountant*)及び弁護士資格保有者(*Dlawyer*)の割合と同程度であるといえる。

表 3 記述統計量

	平均値	標準偏差	最小値	25%	50%	75%	最大値
<i>Current ETR3</i>	0.342	0.154	0.000	0.274	0.339	0.394	1.000
<i>GAAP ETR3</i>	0.348	0.162	0.000	0.294	0.351	0.400	1.000
<i>DAccountant</i>	0.026	0.060	0.000	0.000	0.000	0.000	0.500
<i>DTaxAccountant</i>	0.004	0.023	0.000	0.000	0.000	0.000	0.333
<i>Dlawyer</i>	0.035	0.062	0.000	0.000	0.000	0.083	0.429
<i>NTA</i>	0.003	0.019	0.000	0.000	0.000	0.000	0.286
<i>Female</i>	0.028	0.063	0.000	0.000	0.000	0.000	0.500
<i>PctIndep</i>	0.232	0.117	0.000	0.154	0.222	0.286	0.800
<i>SO</i>	0.289	0.454	0.000	0.000	0.000	1.000	1.000
<i>SIZE</i>	10.631	1.610	5.472	9.553	10.534	11.600	16.67
<i>PPE</i>	0.283	0.192	0.000	0.139	0.261	0.393	1.184
<i>EQUNG</i>	0.001	0.004	-0.067	0.000	0.000	0.000	0.108
<i>INTAN</i>	0.032	0.060	0.000	0.005	0.011	0.031	0.874
<i>R&D</i>	0.011	0.020	0.000	0.000	0.003	0.015	0.270
<i>ROA</i>	0.072	0.061	0.000	0.033	0.057	0.092	0.896
<i>LEV</i>	0.490	0.211	0.047	0.329	0.482	0.630	1.597
<i>FI</i>	0.143	0.250	0.000	0.000	0.000	0.221	2.249
<i>FRGN</i>	0.045	0.092	0.000	0.000	0.001	0.037	0.767
<i>NOL</i>	0.699	0.459	0.000	0.000	1.000	1.000	1.000
<i>ΔNOL</i>	0.089	0.456	-0.024	0.000	0.009	0.050	17.292

表 4 は、Pearson の相関係数を示している。各変数の間に、分析に影響を及ぼすほどの相関は見られなかった。

表 4 相関係数

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)
(1) <i>DAccountant</i>	1.000																	
(2) <i>DTaxAccountant</i>	0.034	1.000																
(3) <i>Dlawyer</i>	0.047	-0.007	1.000															
(4) <i>DNTA</i>	-0.007	-0.012	0.007	1.000														
(5) <i>Female</i>	0.067	0.052	0.071	0.002	1.000													
(6) <i>Pchdep</i>	0.171	-0.043	0.188	0.034	0.133	1.000												
(7) <i>SO</i>	0.082	0.040	0.000	-0.026	0.100	0.160	1.000											
(8) <i>SIZE</i>	-0.157	-0.085	0.013	-0.042	-0.040	-0.027	-0.113	1.000										
(9) <i>PPE</i>	-0.064	0.021	-0.029	-0.034	0.020	-0.052	-0.143	0.251	1.000									
(10) <i>EQUNG</i>	-0.015	0.027	0.029	0.022	-0.023	-0.011	-0.041	0.093	0.006	1.000								
(11) <i>INTAN</i>	0.003	-0.013	-0.028	-0.001	0.131	0.160	0.183	-0.027	-0.184	-0.025	1.000							
(12) <i>R&D</i>	-0.017	-0.046	0.013	0.009	-0.048	0.035	0.025	0.089	-0.089	0.024	0.004	1.000						
(13) <i>ROA</i>	0.053	-0.015	0.026	-0.006	0.099	0.070	0.249	-0.177	-0.264	0.026	0.182	0.031	1.000					
(14) <i>LEV</i>	0.017	0.028	-0.032	0.008	0.034	0.016	0.025	0.063	0.213	-0.020	0.102	-0.168	-0.159	1.000				
(15) <i>FI</i>	-0.049	-0.008	-0.008	0.017	-0.075	0.020	0.021	0.216	-0.092	0.056	-0.015	0.337	-0.015	-0.023	1.000			
(16) <i>FRGN</i>	-0.065	-0.037	0.000	-0.045	-0.007	-0.056	0.032	0.352	-0.006	0.039	0.115	0.043	-0.084	0.159	1.000			
(17) <i>NOL</i>	-0.031	0.006	-0.021	0.014	-0.004	0.069	0.044	0.122	0.034	0.024	0.069	0.020	-0.160	0.130	0.025	1.000		
(18) <i>ΔNOL</i>	-0.002	0.032	0.041	0.047	0.041	0.103	0.053	-0.147	-0.029	-0.023	0.016	0.011	0.012	0.052	0.003	-0.062	0.121	1.000

(注)ピアソンの相関係数を示している。

4 検証結果

表5は、(1)式の推定結果を示したものである。表5のパネルAでは *Current ETR3*、パネルBでは *GAAP ETR3* を税負担削減行動の尺度として用い、(1)から(4)は職歴ごとに、(5)はすべての職歴を考慮し(1)式を OLS 推定した結果を示している。

パネルA及びパネルBの *DAccountant*、*DTaxAccountant* 及び *DNTA* は、統計的に有意な値となっていない。しかし、パネルA及びパネルBの *Dlawyer* 及び *Female* は、統計的に有意な値となった。この結果は、取締役会において弁護士資格保有者が節税能力を発揮せず、企業の税負担を軽減させていないことを示唆しており、Abernathy et al. (2016)の結果と反している。Abernathy et al. (2016)では、トップマネジメントへの法律顧問の昇進と企業の税負担削減行動との関係が検証されており、専門家が社外取締役として選任されることの多いわが国企業においては、異なる税務行動が示唆されていると考えられる。

また、女性が取締役に選任されている企業では、税負担削減行動が抑制されており、仮説と一致する結果となった。これは、Francis et al. (2014)及びRichardson et al. (2016)の結果と同様であり、女性の保守的な姿勢による税務行動への影響を示唆している。

表5 検証結果

パネルA Current ETR3

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
<i>Constant</i>	0.396*** (18.35)	0.397*** (18.41)	0.396*** (18.43)	0.398*** (18.51)	0.395*** (18.29)
<i>DAccountant</i>	0.035 (0.97)				0.033 (0.91)
<i>DTaxAccountant</i>		0.053 (0.57)			0.053 (0.58)
<i>Dlawyer</i>			0.082** (2.36)		0.082** (2.35)
<i>DNTA</i>				-0.147 (-1.31)	-0.143 (-1.28)
<i>Female</i>	0.092*** (2.66)	0.092*** (2.68)	0.082** (2.56)	0.093*** (2.71)	0.086** (2.49)
<i>PctIndep</i>	-0.040** (-2.09)	-0.037** (-1.98)	-0.046** (-2.38)	-0.036* (-1.93)	-0.048** (-2.47)
<i>SO</i>	0.014*** (2.89)	0.014*** (2.90)	0.015*** (2.97)	0.014*** (2.86)	0.014*** (2.87)
<i>SIZE</i>	-0.001 (-0.06)	-0.001 (-0.11)	-0.001 (-0.19)	-0.001 (-0.20)	-0.001 (-0.09)

パネル A Current ETR3(続き)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
<i>PPE</i>	-0.026*	-0.027*	-0.025*	-0.027*	-0.026*
	(-1.89)	(-1.93)	(-1.84)	(-1.93)	(-1.86)
<i>EQUNG</i>	-2.27***	-2.283***	-2.297***	-2.254***	-2.295***
	(-4.62)	(-4.63)	(-4.67)	(-4.58)	(-4.66)
<i>INTAN</i>	0.125***	0.124***	0.128***	0.1***	0.130***
	(3.27)	(3.24)	(3.35)	(3.23)	(3.40)
<i>R&D</i>	-0.305**	-0.302**	-0.300**	-0.301**	-0.295**
	(-2.28)	(-2.26)	(-2.25)	(-2.25)	(-2.20)
<i>ROA</i>	-0.200***	-0.199***	-0.202***	-0.200***	-0.202***
	(-5.14)	(-5.11)	(-5.20)	(-5.15)	(-5.18)
<i>LEV</i>	0.036***	0.036***	0.036***	0.036***	0.036***
	(3.18)	(3.20)	(3.24)	(3.20)	(3.19)
<i>FI</i>	-0.021**	-0.021**	-0.020**	-0.021**	-0.020*
	(-2.02)	(-2.06)	(-1.97)	(-2.01)	(-1.94)
<i>FRGN</i>	-0.015	-0.015	-0.016	-0.016	-0.017
	(-0.52)	(-0.52)	(-0.56)	(-0.54)	(-0.59)
<i>NOL</i>	-0.030***	-0.030***	-0.030***	-0.030***	-0.030***
	(-6.21)	(-6.23)	(-6.17)	(-6.21)	(-6.13)
ΔNOL	-0.033***	-0.030***	-0.033***	-0.033***	-0.033***
	(-6.97)	(-6.23)	(-7.09)	(-6.97)	(-6.99)
<i>Year</i>	YES	YES	YES	YES	YES
<i>Industry</i>	YES	YES	YES	YES	YES
<i>N</i>	4,306	4,306	4,306	4,306	4,306
<i>Adj. R</i> ²	0.073	0.077	0.078	0.077	0.078

(注)***、**、*はそれぞれ 1%、5%、10%水準で統計的に有意であることを表す(両側検定)。

パネル B GAAP ETR3

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
<i>Constant</i>	0.385***	0.386***	0.386***	0.387***	0.384***
	(17.00)	(17.06)	(17.10)	(17.16)	(16.92)
<i>DAccountant</i>	0.043				0.041
	(1.13)				(1.08)
<i>DTaxAccountant</i>		0.086			0.086
		(0.88)			(0.88)
<i>Dlawyer</i>			0.071*		0.070*
			(1.94)		(1.93)
<i>DNTA</i>				-0.109	-0.105
				(-0.93)	(-0.89)
<i>Female</i>	0.084**	0.084**	0.081**	0.085**	0.078**
	(2.31)	(2.32)	(2.24)	(2.36)	(2.15)

パネルB GAAP ETR3 (続き)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
<i>PctIndep</i>	-0.053*** (-2.64)	-0.050** (-2.52)	-0.057*** (-2.82)	-0.049** (-2.47)	-0.060*** (-2.95)
<i>SO</i>	0.005 (0.87)	0.005 (0.88)	0.005 (0.95)	0.005 (0.87)	0.004 (0.85)
<i>SIZE</i>	0.004** (2.51)	0.004** (2.46)	0.004** (2.38)	0.004** (2.37)	0.004** (2.50)
<i>PPE</i>	-0.058*** (-4.01)	-0.059*** (-4.07)	-0.057*** (-3.98)	-0.058*** (-4.05)	-0.058*** (-4.00)
<i>EQUNG</i>	-1.806*** (-3.50)	-1.822*** (-3.52)	-1.825*** (-3.53)	-1.790*** (-3.46)	-1.835*** (-3.55)
<i>INTAN</i>	0.112*** (2.80)	0.111*** (2.77)	0.114*** (2.84)	0.110*** (2.74)	0.117*** (2.91)
<i>R&D</i>	-0.419*** (-2.99)	-0.415** (-2.96)	-0.415*** (-2.96)	-0.416*** (-2.96)	-0.409*** (-2.91)
<i>ROA</i>	-0.242*** (-5.93)	-0.241*** (-5.90)	-0.244*** (-5.98)	-0.242*** (-5.94)	-0.243*** (-5.95)
<i>LEV</i>	0.031*** (2.64)	0.031*** (2.66)	0.032** (2.69)	0.031*** (2.67)	0.031*** (2.64)
<i>FI</i>	-0.031*** (-2.90)	-0.032*** (-2.96)	-0.031*** (-2.87)	-0.031*** (-2.91)	-0.031*** (-2.85)
<i>FRGN</i>	-0.024 (-0.79)	-0.024 (-0.79)	-0.025 (-0.81)	-0.024 (-0.79)	-0.026 (-0.85)
<i>NOL</i>	-0.026*** (-5.20)	-0.027*** (-5.23)	-0.026*** (-5.18)	-0.026*** (-5.22)	-0.026*** (-5.14)
ΔNOL	-0.043*** (-8.69)	-0.043*** (-8.76)	-0.044*** (-8.81)	-0.043*** (-8.71)	-0.043*** (-8.72)
<i>Year</i>	YES	YES	YES	YES	YES
<i>Industry</i>	YES	YES	YES	YES	YES
<i>N</i>	4,306	4,306	4,306	4,306	4,306
<i>Adj. R²</i>	0.079	0.079	0.080	0.079	0.080

5 追加分析

本検証の結果、女性取締役が税負担削減行動を抑制する結果が示唆された。しかし、この結果は、リスクを嫌い(Betz et al. 1989)、自立的思考を示し(Carter et al. 2003)、企業の利害関係者に対して取締役会の透明性や信頼性を高めることに貢献する(McLeod-Hemingway 2007)という女性としての特性によるものなのか、取締役会におけるジェンダー面での多様性が整備

されたことによるものなのが明確になっていない。そこで、女性取締役が1人以上選任されているサンプルに限定することにより、専門的知識を有する取締役の税負担削減行動への影響を検証する。

表6は、サンプルを限定したうえで(1)式の推定結果を示したものである(女性取締役比率に関する変数は除いている)。表5と同様に、*Current ETR3* 及び *GAAP ETR3* を税負担削減行動の尺度として用い、(1)から(4)は職歴ごとに、(5)は全ての職歴を考慮しOLS推定した結果を示している。

表6の*DAccountant*、*Dlawyer* 及び *DNTA* は、統計的に有意な値となっていない。一方で、*GAAP ETR3* を税負担削減行動の尺度とした場合にのみ、*DTaxAccountant* は、統計的に有意な正の値となった。したがって、女性取締役が1人以上選任されているサンプルに限定した場合、税理士資格保有者が企業の税負担削減行動を抑制していることが示唆された。有效地にガバナンスが働いていれば、税金の知識を有する税理士資格保有者は適度な税負担削減行動を実施することが想定されるため(Armstrong et al., 2015)、女性取締役の保守的な姿勢が税理士資格保有者の意図的な税務行動に影響した結果が示唆されている可能性がある。

表 6 追加分析

	<i>Current ETR3</i>					<i>GAAAP ETR3</i>				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
<i>Constant</i>	0.439*** (10.39)	0.435*** (10.33)	0.441*** (10.50)	0.442*** (10.55)	0.436*** (10.27)	0.391*** (8.94)	0.385*** (8.82)	0.393*** (9.04)	0.394*** (9.08)	0.385*** (8.77)
<i>DAccountant</i>	0.023 (0.34)					0.018 (0.25)	0.026 (0.36)			0.021 (0.29)
<i>DTaxAccountant</i>		0.189 (1.19)				0.182 (1.15)				
<i>Dlawyer</i>			-0.002 (-0.03)			-0.003 (-0.04)				
<i>DNTA4</i>				-0.336 (-1.45)	-0.328 (-1.41)					
<i>Controls</i>	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
<i>Year</i>	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
<i>Industry</i>	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES	YES
<i>N</i>	1,013	1,013	1,013	1,013	1,013	1,013	1,013	1,013	1,013	1,013
<i>Adj. R²</i>	0.119	0.121	0.119	0.121	0.120	0.088	0.091	0.088	0.089	0.090

6 結論

本研究の目的は、取締役会における公認会計士、税理士、弁護士、国税庁勤務経験者それぞれが、また女性取締役が企業の税負担削減行動にどのような影響を及ぼすのかを検証することであった。検証の結果、取締役会における弁護士資格保有者が節税能力を発揮せず、企業の税負担を軽減させていないことが示唆された。また、取締役に女性が選任されている企業では、税負担削減行動が抑制されていることが示されている。女性取締役が選任されている企業にサンプルを限定した場合には、税理士資格保有者が企業の税負担削減行動を抑制することが示唆されており、この結果は、有効にガバナンスが働いていれば、税金の知識を有する税理士資格保有者は適度な税負担削減行動を実施することが想定されるため、女性取締役の保守的な姿勢が税理士資格保有者の意図的な税務行動に影響した可能性が考えられる。

本研究の検証結果は、次の点で税務会計研究に貢献するものであると考える。まず、本研究では、コーポレートガバナンス・コード公表後の検証を実施している点である。そして、取締役会の人的特性を公認会計士、税理士、弁護士、国税庁勤務経験者、女性とし、それぞれを検証した点である。これにより、企業のトップマネジメントが中長期的な企業価値向上させるために、どのような人材を取締役として選任すれば良いのかについて、意思決定をする際の有用な判断材料となる。

しかし、本研究では、企業の固定効果をコントロールできていないことから、特定のサンプルで検証する必要がある。また、女性取締役が税負担削減行動を抑制する結果が示唆されたが、その結果が女性特有の特徴であるのか、取締役会の多様性が整備された結果であるのかを直接的には検証できていない。女性取締役は、コーポレートガバナンス・コード公表後に増加傾向にあるけれども、公認会計士、税理士又は弁護士等の専門的知識を有する女性や創業者の親族と思われる女性が取締役として選任されていることがデータ収集時に散見された。したがって、今後は、社内から選任された女性取締役についても同様の傾向にあるのかを検証する必要があると考える。

参考文献

- 岩崎瑛美 2018 「コーポレート・ガバナンスが税負担削減行動に及ぼす影響」 第14回「税に関する論文」 入選論文集・公益財団法人納税協会連合会 1-48頁。
- 株式会社東京証券取引所 2015 「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」 株式会社東京証券取引所。
- 株式会社東京証券取引所 2018 「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」 株式会社東京証券取引所。

国税庁 2016 「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組の事務実施要領の制定について(事務運営指針)」国税庁。

- Abernathy, J., T. Kubick, and A. Masli. 2016. General counsel prominence and corporate tax policy. *The Journal of the American Taxation Association* 38 (1): 39-56.
- Armstrong, C., J. Blouin, A. Jagolinzer, and D. Larcker. 2015. Corporate governance, incentives, and tax avoidance. *Journal of Accounting and Economics* 60 (1): 1-17.
- Betz, M., O. Lenahan, and J. Shephard. 1989. Gender differences in proclivity for unethical behavior. *Journal of Business Ethics* 8 (5): 321-324.
- Carter, D., B. Simkns, and W. Simpson. 2003. Corporate governance, board diversity and firm value. *Financial Review* 38 (1): 33-53.
- Desai, A., and D. Dharmapala. 2006. Corporate tax avoidance and high-powered incentives. *Journal of Financial Economics* 79 (1): 145-179.
- Dyreng, S., M. Hanlon, and E. Maydew. 2010. The effects of executives on corporate tax avoidance. *The Accounting Review* 85 (4): 1163-1189.
- Fama, E., and M. Jensen. 1983. Separation of ownership and control. *The Journal of Law and Economics* 26 (2):301-325.
- Francis, B., I. Hasan, and Q. Wu, and M. Yan. 2014. Are female CFOs less tax aggressive? Evidence from tax aggressiveness. *Journal of the American Taxation Association* 36 (2): 171-202.
- Frank, M., L. Lynch, and S. Rego. 2007. Tax reporting aggressiveness and its relation to aggressive financial reporting. *The Accounting Review* 84 (2): 467-496.
- Graham, J., M. Hanlon., T. Shevlin, and N. Shroff. 2014. Incentives for tax planning and avoidance: Evidence from the field. *The Accounting Review* 89 (3): 991-1023.
- Kovermann, J., and P. Velte. 2019. The impact of corporate governance on corporate tax avoidance – A literature review. *Journal of International Accounting, Auditing and Taxation* 36 (1): 1-29.
- Lanis, R., and G. Richardson. 2011. The effect of board of director composition on corporate tax aggressiveness. *Journal of Accounting and Public Policy* 30 (1): 50-70.
- Lanis, R., and G. Richardson. 2018. Outside directors, corporate social responsibility performance, and corporate tax aggressiveness: An empirical analysis. *Journal of Accounting, Auditing and Finance* 33 (2): 228-251.
- Law, K., and L. Mills. 2017. Military experience and corporate tax avoidance. *Review of Accounting Studies* 22 (1): 141-184.
- McLeod-Hemingway, J. 2007. Sex, trust, and corporate boards. *Hasting Women's Law Journal* 18 (2): 173-193.

- Minnick, K., and T. Noga. 2010. Do corporate governance characteristics influence tax management? *Journal of Corporate Finance* 16 (5): 703-718.
- Richardson, G., Taylor., and R. Lanis. 2016. Women on the board of directors and corporate tax aggressiveness in Australia: An empirical analysis. *Accounting Research Journal* 29 (3): 313-331.
- Wilson, R. 2009. An examination of corporate tax shelter participants. *The Accounting Review* 84 (3): 969-999.

(謝辞)本稿は、本研究は日本会計研究学会特別委員会「税制が企業会計その他の企業行動に及ぼす影響に関する研究」の研究成果の一部である。また、本稿は、2021年度に交付を受けた松山大学特別研究助成による研究成果の一部である。さらに、本稿は、2021年度神戸大学経営学研究科研究員としての研究成果の一部である。

[2021.7.14 1351]